

●ラクレコ事件

知財高裁 令和 6 年 11 月 27 日		
令和 6(行ケ)10051 審決取消請求事件		
当事者	原告:株式会社バッファロー 被告:特許庁長官	判決要旨: 本願指定商品と引用商標の指定商品は類似しないとの原告の主張に対し、両者はその生産・販売形態、用途、需要者の範囲において共通性があり、これら商品に同一又は類似の商標を使用するときは、同一営業主の製造又は販売に係る商品と誤認されるおそれがあると認められる関係にあるというべきである、などとしてそれぞれ類似商品と判断された。 コメント: 商標は同一である。
対象商標	本願商標 「ラクレコ」(標準文字) 第 9 類「音楽・映像データの取り込み・再生用ディスクドライブ」 引用商標 「ラクレコ」(標準文字) (第 9 類 データ処理装置、ソフトウェア)	
結論	類似(商標法 4 条 1 項 11 号)	

●至福のギリシャ事件

知財高裁 令和 6 年 11 月 25 日		
令和 6(行ケ)10055 審決取消請求事件		
当事者	原告:ギリシャ共和国 被告:日本酪農協同株式会社	判決要旨: 本件商標は日本国産であり乳蛋白質が添加されている「ギリシャ国の伝統製法」ではないヨーグルトに用いられており、需要者の信頼を裏切るものであるから、「指定商品又は指定役務について使用することが社会公共の福祉に反し、社会の一般的道徳観念に反する場合」に当たる、との原告の主張に対し、本件商標はギリシャという国あるいは地域から連想される抽象的なイメージを「至福の」という肯定的なイメージとともに需要者に連想させ、ギリシャと何らかの形で関連する商品であることを表示するに止まるものである、また、本件指定商品における「ギリシャ国の伝統製法」とは、社会通念上およそ「ギリシャ国の伝統製法」という範疇に含ませることが相当なヨーグルトの製法を広く指すものである、などとして、被告が本件商標を登録し本件指定商品について使用することが、社会公共の福祉に反し、社会一般の道徳に反するということとはできないと判断された。 コメント: ギリシャ共和国からは公序良俗違反に関するその他の主張に加え、識別力や品質誤認、柱書違反(3 条 1 項柱書・3 号、4 条 1 項 16 号)に関する主張などもなされたが、いずれも認められなかった。
対象商標	本件商標 「至福のギリシャ」(標準文字) 第 29 類「ギリシャ国の伝統製法によるヨーグルト」	
結論	公序良俗に反しない(商標法 4 条 1 項 7 号)	

●UNITED GOLD 事件

知財高裁 令和 6 年 12 月 10 日		
令和 6(行ケ)10066 審決取消請求事件		
当事者	原告:ハワード(株) 被告:西富商事(株)	<p>判決要旨:</p> <p>本件分野(被服等)の需要者である一般の消費者は、必ずしも商標の構成を細部にわたり記憶して取引に当たるものとはいえないとされつつ、そのような需要者が通常有する注意力の程度を踏まえて勘案すれば、本件商標と各引用商標は外観、称呼においていずれも異なる上、観念においても比較できないから、時と所を異にして離隔的に観察した場合、両者は互いに紛れるおそれのある類似の商標であるとは認められない、と判断された。</p> <p>コメント:</p> <p>原告は、本件商標中の「GOLD」(色彩、品質)には識別力がなく、「UNITED」が要部として抽出される旨を主張していたが、判断の中では、両者の重複商品である「被服」の分野においては、「UNITED」を含む登録商標で原告が権利者でないものが 155 件(「UNITED ARROWS」「UNITED COLORS OF BENETTON」等)存在することなどが挙げられ、ファッション業界において「UNITED」の部分の識別力は弱いともされている。</p>
対象商標	<p>本件商標</p> <p>「UNITED GOLD」 (標準文字) 第 25・35 類</p> <p>引用商標</p> <p>1. UNITED ユナイテッド</p> <p>2. UNITED 他全 5 件</p>	
結論	非類似(商標法 4 条 1 項 11 号)	